

対象となる施設・事業所 ※公的機関を除く

対象施設・事業所 事業名	介護保険法	老人福祉法	障害者総合支援法	生活保護法
	介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所 ※介護予防含む	老人福祉施設で介護職員の設置が義務付けられている施設・事業所	介護給付または訓練等給付を受給する施設・事業所	救護施設
1.一般向け介護職員初任者研修補助事業	○	○	× 対象外	× 対象外
2.介護福祉士候補者学習支援事業	○	○	× 対象外	× 対象外
3.新規採用職員住まい支援事業	○	○	○	○
4.新規採用職員就労支援金支給事業	○	○	○	○
5.中堅介護職員就労支援事業 (浜通り・田村市)	○	○	○	○
6.実務者研修に係る代替職員等確保事業	○	○	× 対象外	× 対象外